

令和3年4月

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
(W10) の確認資料について

いずれの確認資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

① 項番 61 C P D 単位取得数

C P D 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した C P D 単位の合計数となります。

【確認資料】令和3年国交省告示第 246 号別表第 18 に掲げる C P D 認定団体発行の証明書（写しの提出）

② 項番 61 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外に C P D 単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証（写しの提示）・合格証（写しの提示）及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（「令和3年2月版 経審説明書」20 ページを参照）

③ 項番 62 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

【確認資料】審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写しの提示）

④ 項番 62 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となります。「様式第5号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（「令和3年2月版 経審説明書」20ページを参照）

⑤ 項番 62 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写しの提示）

千葉県 県土整備部
建設・不動産課 契約・審査班
電話 043-223-3113
FAX 043-225-4012

技術職員名簿

頁 項番
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉 一郎	昭和61年 10月 1日	31	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	第〇〇〇号	28
2	○	船橋 太郎	昭和57年 10月 2日	34	8 2 0 1	0 0 2	2					
3		松戸 五郎	昭和23年 3月 2日	69	8 2 0 1	2 1 4	2	0 9	1 2 9	1	第〇〇〇号	30
4		<p>(例)「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、 48 (単位) ÷ 50 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 28.8 6 しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、 7 これを切り捨て「28」となる。</p>										
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10		<p>(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、 18 (単位) ÷ 12 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 45.0 12 しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。</p>										
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23		<p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。 ● 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。 ● 単位の認定団体は、各人1団体まで。 										
24												
25												
26												
27												
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	項番	4	1	3	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	項番	4	2	3	[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	項番	4	3	3	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	項番	4	4	3	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	項番	4	5	3	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	項番	4	6	3	[1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数	4	7	3	5	(年)	初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 年 月 日	休業等期間 年 月	備考(組織変更等)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4	8	3		[1.有、2.無]	再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続最終決定日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

4 9 3 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

5 0 3 [1.有、2.無]

指示処分の有無

5 1 3 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5 2 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数

5 3 3 5 (人)

二級登録経理試験合格者等の数

5 4 3 5 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

5 5 3 5 10 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

5 6 3 5 (台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

5 7 3 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無

5 8 3 [1.有、2.無]

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合は、CPD単位の総計を記入。	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
0	(人)	(人)	
別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。	若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	
0	(人)		

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数

6 1 3 5 1 6 (単位)

技術者数

11 10 15 6 (人)

技能レベル向上者数

6 2 3 5 1 (人)

技能者数

9 10 10 3 (人)

控除対象者数

15 10 1 1 (人)

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	地井場 勲	平成13年6月8日	28
2	市川 正巳	平成10年3月3日	30
3	井上 毅	昭和45年1月15日	

(例)「公益社団法人地盤工学会」によって48単位の取得を認定された場合、
 $48(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て「28」となる。

(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって18単位の取得を認定された場合、
 $18(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$

しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

【その他留意事項】

- 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。
- 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。
- 単位の認定団体は、各人1団体まで。
- 様式二「技術職員名簿」に記載した方のみが対象の場合、本様式は提出不要。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)	58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)	58
CPD単位総計 (①+②)	116

別紙二「技術職員名簿」のCPD
単位取得数の合計を記入

項番 61 CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※こちらの様式4号には、二級技師補の方も記載することができます。

告示別表第 1 8

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12